**催し**

**●国民年金保険料の後納制度**

　過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納めることができます。

　後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が受給資格を得られる場合があります。

　なお、老齢基礎年金を受給している人や65歳以上で受給資格のある人は、利用できません。

　後納制度の利用は申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

利用期限　平成30年9月まで

問合せ先　ねんきん加入者ダイヤル（0570-003-004）

古川年金事務所 23-1200　 市民課年金係 23-6079

**暮らし**

**●10月22日は日曜窓口を休止します**

　宮城県知事選挙投票日は、市民課日曜窓口を休止します。

休止日　10月22日

市民課窓口係 23-6079

**●店舗の改装費用を支援します**

　市内で10年以上営業している店舗の改装工事費などを支援しています。10月から対象を市内全域に拡大します。詳しくはお問い合わせください。

補助金額　対象経費の半額以内（限度額30万円）

申込期間　10月2日から

申込先　商工会議所、各商工会

※予算額に達した時点で受け付けを終了します。

商工振興課商工振興係 23-7091

**●ソーラー電気柵の導入を支援します**

　環境に配慮しながら農作物の被害を軽減できるよう、ソーラー電気柵などの導入に対して支援を行います。

対象　市内の農業者

補助対象経費　ソーラー電気柵などを導入する際の事業経費

※国・県補助事業を活用する場合は対象になりません。

補助率　補助対象経費の半額以内（上限30万円）

申込　10月2日以降、農林振興課か各総合支所地域振興課窓口に申し込み

農林振興課林政係 23-7090

**●海外で受けた治療は療養費の対象になります**

　国民健康保険（国保）や後期高齢者医療保険の加入者が、海外渡航中に医療機関で治療を受けた場合、申請により支払った医療費の一部が払い戻される制度が海外療養費です。ただし、治療目的の渡航や日本で保険適用されていない治療は対象になりません。

　申請から支給まで4カ月程かかります。また、支払いをした翌日から2年を経過すると申請できません。

■申請に必要なもの

①療養費支給申請書　②診療内容明細書（医療機関の原本と日本語翻訳したもの）　③領収書（医療機関の原本と日本語翻訳したもの）　④調査同意書　⑤パスポート　⑥健康保険証　⑦対象者の個人番号が分かるもの　⑧世帯主の個人番号が分かるもの（国保加入者のみ）　⑨印鑑（インキ浸透印不可）　⑩世帯主または受診者名義の預金通帳

※①～④の各様式は、保険給付課窓口に備え付けています。

保険給付課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 23-6051

**●土地売買の際に届け出が必要な場合があります**

　乱開発・無秩序な土地利用の防止などのため、一定面積の土地売買には届け出が必要です。土地の場所や面積によって、届け出の時期や届出者が異なります。事前に確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域 | 面積 | 届出者 |
| 都市計画区域 | 5,000㎡以上  | 土地の権利取得者（買主） |
| 10,000㎡以上 | 土地の権利譲渡者（売主） |
| 都市計画道路などの区域 | 200㎡以上 | 土地の権利譲渡者（売主） |
| 都市計画区域以外の区域 | 10,000㎡以上  | 土地の権利取得者（買主） |

※それぞれ届出時期が異なります。詳しくはお問い合わせください。

政策課政策企画担当 23-2129

**●快適住まいづくり支援事業の受け付けを終了しました**

　快適住まいづくり支援事業（生活排水設備工事・バリアフリー工事）は、予定件数に達したため、受け付けを終了しました。

建築住宅課住宅計画係 23-8057

**●化女沼古代の里の駐車場舗装工事が完成しました**

　化女沼古代の里の駐車場舗装が完成し、10月1日から全面開放します。

　6月に追加した新しいかまどでの芋煮会やピクニックの際に、新しく整備した駐車場を利用してください。

建設課管理係 23-8016

**●ごみを出すときはルールを守りましょう**

　分別されていないごみ、指定袋以外に入れて出されたごみ、粗大ごみや事業活動により排出されるごみなどは収集できません。ルール違反のごみは不法投棄となり、地域住民に迷惑がかかります。

　10月はごみ排出マナー強化月間として、ルール違反により収集できないごみに「収集不可」の貼り紙をします。ごみを出す際はルールを守りましょう。

環境保全課廃棄物対策担当 23-6074

**●大切な契約は公正証書にすることをおすすめします**

　公証制度は、権利・義務を明確にし、争いを未然に防止するためのものです。遺言や金銭、不動産などの大切な契約は、公正証書にすることをお勧めします。

古川公証役場 22-2332

**●労働契約期間の無期転換ルールが本格的にはじまります**

　無期転換ルールとは、有期労働契約が通算5年を超えた労働者が、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）を希望した場合に、労働契約の期間を転換できるというものです。

　制度の詳しい内容は、お問い合わせください。

対象　平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約（平成30年4月以降に通算5年を超える労働契約）

宮城労働局雇用環境・均等室 022-299-8844

**●宮城県最低賃金を改正します**

　宮城県内で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイトを含む）に適用される最低賃金が、10月1日に改正となります。

　なお、通勤手当や家族手当、時間外・休日・深夜手当などは最低賃金の計算に含まれません。

効力発生日　10月1日

時間額　772円

宮城労働局賃金室 022-299-8841　 または各労働基準監督署

**防災ファイル**

●防災ファイル vol.3　「Jアラートが聞こえたときの行動」

防災安全課消防・危機防災担当　23-5144

Jアラートに関する詳しい情報は内閣官房国民保護ポータルサイト（http://www.kokuminhogo.go.jp/）で確認してください。

■Jアラート（緊急警報）は防災行政無線やメールで発信します

　Jアラートは、緊急警報を瞬時に伝達するためのシステムです。弾道ミサイルが日本を通過または落下する可能性のある場合は、Jアラートを通じ防災行政無線でサイレンや情報を流すとともに、緊急速報メールなどで皆さんに情報を発信します。

■落ち着いて情報収集をしましょう

　警報・テレビ・ラジオなどに耳を傾け、情報収集に努めましょう。

■ミサイル発射情報が発信された時の行動

　弾道ミサイルは短時間で日本に到達します。落ち着いた行動ができるように確認しておきましょう。

・屋内にいる場合

　弾道ミサイル着弾時の爆風や破片などから身を守るため、建物の扉や窓を全部閉め、ガス、水道、換気扇を止めてください。

　扉、壁、窓ガラスから離れて身を伏せ、頭部を守ってください。

・屋外にいる場合

　近隣の建物や地下など、屋内に避難してください。建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守りましょう。

　運転中の人は、道路外の場所に車両を止めてください。道路に車を置いて避難するときは、道路の左端に鍵を付けたまま駐車するなど、緊急通行車両を妨害しないようにしてください。